

## 陸上自衛隊訓令第61号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第32条の規定に基づき、警務隊の組織及び運用に関する訓令を次のように定める。

昭和34年12月16日  
防衛庁長官 赤城宗徳

### 警務隊の組織及び運用に関する訓令

改正	昭和36年12月28日隊訓第25号	昭和38年2月22日隊訓第5号
	昭和38年5月2日隊訓第11号	昭和44年4月1日隊訓第5号
	昭和45年4月17日隊訓第3号	昭和47年5月10日隊訓第13号
	昭和47年5月10日隊訓第13号	昭和47年9月18日隊訓第27号
	昭和48年3月27日隊訓第13号	昭和54年12月18日隊訓第22号
	昭和55年4月5日隊訓第24号	昭和56年1月31日隊訓第2号
	昭和56年4月3日隊訓第22号	昭和57年4月30日庁訓第19号
	昭和59年6月30日庁訓第37号	昭和60年4月6日庁訓第19号
	平成7年3月24日隊訓第12号	平成11年3月19日隊訓第4号
	平成12年3月22日隊訓第11号	平成13年1月6日隊訓第2号
	平成13年3月30日隊訓第24号	平成13年11月2日隊訓第76号
	平成14年3月26日隊訓第36号	平成15年3月26日隊訓第10号
	平成16年3月26日隊訓第15号	平成18年7月28日庁訓第83号
	平成19年1月5日庁訓第1号	平成19年8月30日省訓第145号
	平成20年3月25日省訓第12号	平成22年3月31日省訓第13号
	平成23年4月19日省訓第20号	平成27年10月1日省訓第39号

#### 目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 警務隊及び警務隊本部（第2条―第10条）
- 第3章 中央警務隊、方面警務隊及び方面警務隊本部（第11条―第14条の6）
- 第4章 地区警務隊（第15条―第16条の2）
- 第4章の2 保安警務中隊（第17条―第19条）
- 第5章 警務派遣隊及び警務連絡班（第20条―第23条）
- 第6章 司法警察職務の実施（第24条）
- 第7章 司法警察職務の担当区域（第25条）
- 第8章 保安職務の実施（第26条―第28条）
- 第9章 司法警察職務の監査（第29条―第31条）
- 第10章 雑則（第32条―第37条）
- 附 則

#### 第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、警務隊の任務、組織及び運用について必要な事項を定めるもの

とする。

## 第2章 警務隊及び警務隊本部

### (警務隊の任務)

第2条 警務隊は、主として犯罪の捜査及び被疑者の逮捕（以下「司法警察職務」という。）を行い、あわせて部隊等の長（駐屯地司令を含む。以下同じ。）の行う交通統制、警護、犯罪の予防、規律違反の防止等に協力してこれらの職務（以下「保安職務」という。）を行うことを任務とする。

2 第12条に規定する保安警務中隊及び第15条に規定する直接支援保安警務隊は、前項の規定にかかわらず、主として保安職務を行い、あわせて司法警察職務を行うことを任務とする。

第3条 警務隊は、警務隊本部、中央警務隊及び方面警務隊から成る。

### (警務隊長)

第4条 警務隊の長は、警務隊長とし、警務官である陸将補をもって充てる。

2 警務隊長は、防衛大臣の指揮監督を受け、警務隊の隊務を統括する。

3 警務隊本部の事務は、警務隊長が掌理する。

### (副隊長)

第5条 警務隊に副隊長1人を置き、警務官をもって充てる。

2 副隊長は、警務隊の隊務につき警務隊長を助け、警務隊長に事故があるとき又は警務隊長が欠けたときは、警務隊長の職務を行なう。

3 副隊長は、警務隊長の命を受け、警務隊本部の部内の事務を整理する。

### (警務隊本部の科)

第6条 警務隊本部に総務科、企画訓練科、捜査科及び保安科を置く。

### (総務科)

第7条 総務科においては、次の事務をつかさどる。

(1) 公印の保管に関する事。

(2) 公文書の授受、発送、編集及び保管に関する事。

(3) 隊員の人事に関する事。

(4) 隊員の給与、福利厚生及び保健衛生に関する事。

(5) 物品の補給、保管及び管理に関する事。(捜査科の所掌に属するものを除く)

(6) 施設の維持及び管理に関する事

(7) 他の科の所掌に属しない事項に関する事。

### (企画訓練科)

第8条 企画訓練科においては、次の事務をつかさどる。

(1) 警務隊の組織、定員、定数及び配置に関する事。

(2) 警務隊の運用についての企画及び立案に関する事。

(3) 警務隊における教育訓練に関する事。

(4) 他の科の所掌に属しない計画に関する事。

### (捜査科)

第9条 捜査科においては、次の事務をつかさどる。

(1) 犯罪の捜査に関する事。

- (2) 犯罪記録に関すること。
- (3) 情報に関すること。
- (4) 秘密の保全に関すること。
- (5) 犯罪鑑識に関すること。
- (6) 鑑識器材の整備、保管に関すること。

(保安科)

第9条の2 保安科においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 交通統制及び警護に関すること。
- (2) 犯罪の予防、規律違反の防止等に関すること。
- (3) 犯罪統計に関すること。

(科長)

第10条 科に科長を置く。

2 科長は、警務隊長の命を受け、科務を掌理する。

### 第3章 中央警務隊、方面警務隊及び方面警務隊本部

(中央警務隊長)

第11条 中央警務隊の長は、中央警務隊長とし、警務官である1等陸佐をもって充てる。

2 中央警務隊長は、警務隊長の指揮監督を受け、中央警務隊の隊務を統括する。

(副隊長)

第11条の2 中央警務隊に副隊長1人を置き、警務官をもって充てる。

2 副隊長は、中央警務隊の隊務につき中央警務隊長を助け、中央警務隊長に事故があるとき又は中央警務隊長が欠けたときは、中央警務隊長の職務を行なう。

3 副隊長は、中央警務隊長の命を受け、中央警務隊の事務を整理する。

(方面警務隊)

第12条 方面警務隊は、方面警務隊本部、地区警務隊及び保安警務中隊から成る。

(方面警務隊長)

第13条 方面警務隊の長は、方面警務隊長とし、警務官である1等陸佐をもって充てる。

2 方面警務隊長は、警務隊長の指揮監督を受け方面警務隊の隊務を統括する。

3 方面警務隊本部の事務は、方面警務隊長が掌理する。

(副隊長)

第14条 方面警務隊に副隊長1人を置き、警務官をもって充てる。

2 副隊長は、方面警務隊の隊務につき方面警務隊長を助け、方面警務隊長に事故があるとき又は方面警務隊長が欠けたときは、方面警務隊長の職務を行なう。

3 副隊長は、方面警務隊長の命を受け、方面警務隊本部の部内の事務を整理する。

(方面警務隊本部の科)

第14条の2 方面警務隊本部に総務科、企画訓練科及び捜査科を置く。

(総務科)

第14条の3 総務科においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 庶務に関する事。
- (2) 隊員の人事に関する事。
- (3) 物品等の補給、保管、整備及び管理に関する事。
- (4) 施設の維持及び管理に関する事。
- (5) 他の科の所掌に属しない事項に関する事。

(企画訓練科)

第14条の4 企画訓練科においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 警務派遣隊及び警務連絡班の配置に関する事。
- (2) 方面警務隊の運用についての企画及び立案に関する事。
- (3) 方面警務隊における教育訓練に関する事。

(捜査科)

第14条の5 捜査科においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 犯罪の捜査に関する事。
- (2) 犯罪鑑識に関する事。
- (3) 犯罪統計に関する事。
- (4) 情報及び秘密保全に関する事。
- (5) 交通統制、警護、犯罪の予防、規律違反の防止等に関する事。
- (6) 地区警務隊及び保安警務中隊の増援に関する事。
- (7) 方面総監部の所在する駐屯地における警務職務（司法警察職務及び保安職務をいう。以下同じ。）に関する事。

(科長)

第14条の6 科に科長を置く。

2 科長は、方面警務隊長の命を受け、科務を掌理する。

## 第4章 地区警務隊

(地区警務隊)

第15条 地区警務隊（第127地区警務隊、第128地区警務隊及び第129地区警務隊を除く。）は、地区警務隊本部、駐屯地警務隊及び直接支援保安警務隊から成る。

2 第127地区警務隊、第128地区警務隊及び第129地区警務隊は、地区警務隊本部及び駐屯地警務隊から成る。

(地区警務隊長)

第16条 地区警務隊の長は、地区警務隊長とし、警務官である2等陸佐をもって充てる。

2 地区警務隊長は、方面警務隊長の指揮監督を受け、地区警務隊の隊務を統括する。

3 地区警務隊本部の事務は、地区警務隊長が掌理する。

(副隊長)

第16条の2 地区警務隊に副隊長1人を置き、警務官をもって充てる。

2 副隊長は、地区警務隊の隊務につき地区警務隊長を助け、地区警務隊長に事故があるとき又は地区警務隊長が欠けたときは、地区警務隊長の職務を行なう。

3 副隊長は、地区警務隊長の命を受け、地区警務隊本部の部内の事務を整理する。

## 第4章の2 保安警務中隊

(保安警務中隊)

第17条 保安警務中隊は、保安警務中隊本部その他別に定める部隊から成る。

(保安警務中隊長)

第18条 保安警務中隊の長は、保安警務中隊長とし、警務官である3等陸佐をもって充てる。

2 保安警務中隊長は、方面警務隊長の指揮監督を受け、保安警務中隊の隊務を統括する。

3 保安警務中隊本部の事務は、保安警務中隊長が掌理する。

(副隊長)

第19条 保安警務中隊に副隊長1人を置き、警務官をもって充てる。

2 副隊長は、保安警務中隊の隊務につき保安警務中隊長を助け、保安警務中隊長に事故があるとき又は保安警務中隊長が欠けたときは、保安警務中隊長の職務を行う。

3 副隊長は、保安警務中隊長の命を受け、保安警務中隊本部の部内の事務を整理する。

## 第5章 警務派遣隊及び警務連絡班

(警務派遣隊)

第20条 陸上幕僚長は、防衛大臣の承認を得て、駐屯地警務隊の警務職務を分担させるため所要の駐屯地に警務派遣隊を置くことができる。

(警務連絡班)

第21条 方面警務隊長は、陸上幕僚長の定めるところにより、所要の駐屯地に警務連絡班を置くことができる。

(警務連絡班の配置報告)

第22条 陸上幕僚長は、前条の規定により警務連絡班が配置されたときは、すみやかにその旨を防衛大臣に報告するものとする。

(防衛大学校等の所在地への警務連絡班の配置)

第23条 警務隊長は、必要があるときは、防衛大臣の承認を得て防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、防衛監察本部及び防衛装備庁の所在地に警務連絡班を置くことができる。

## 第6章 司法警察職務の実施

(司法警察職務の実施)

第24条 警務隊に所属する警務官及び警務官補(第32条において「警務官等」という。)は、それぞれの指揮系統に従い、自衛隊犯罪捜査服務規則(昭和34年防衛庁訓令第72号)の定めるところにより司法警察職務を行うものとする。

## 第7章 司法警察職務の担当区域

第25条 自衛隊犯罪捜査服務規則第23条に規定する担当区域は、別表のとおりとする。  
ただし、中央警務隊にあたっては、警務隊長が特に命ずる犯罪の捜査を行う場合において、必要があるときは、方面警務隊の担当区域においても捜査を行うことができる。

2 中央警務隊長は、前項ただし書の規定により方面警務隊の担当区域において捜査を行うときは、あらかじめその旨を当該方面警務隊の長に連絡するものとする。

3 警務隊長は、中央警務隊に犯罪の捜査を特に命じたときは、速やかにその旨を防衛大臣に報告するものとする。

## 第8章 保安職務の実施

(方面警務隊長の行う保安職務)

第26条 方面警務隊長は、陸上幕僚長の定めるところにより、当該方面隊における保安職務の実施について方面総監の指揮を受けるものとする。

(防衛大臣直轄の部隊等において行う保安職務)

第27条 警務隊長、中央警務隊長、方面警務隊長、地区警務隊長、保安警務中隊長、直接支援保安警務隊長又は警務派遣隊長（以下「各隊長」という。）は、陸上幕僚長の定めるところにより、防衛大臣直轄の部隊等における保安職務を行うものとする。

(規律違反の防止等の協力の特例)

第28条 各隊長は、前2条の規定によりそれぞれ犯罪の予防、規律違反の防止等を実施するにあたっては、その職務の実施を要請した部隊等の長の隷下又は配属下にある部隊等以外の部隊等の隊員でその実施地域内にあるものに対しても、必要な処置を行うものとする。

2 各隊長は、前項の処置を行ったときは、関係の部隊等の長にその結果を通報するものとする。

## 第9章 司法警察職務の監査

(監査)

第29条 司法警察職務の監査は、警務隊の司法警察職務の遂行の適否を検討し、その適正化及び効率化をはかるため、実施するものとする。

(監査の実施)

第30条 陸上幕僚長は、警務隊の司法警察職務の監査を行い、その結果を防衛大臣に報告するものとする。

(監査計画)

第31条 陸上幕僚長は、年度ごとに司法警察職務の監査計画及び監査の実施に必要な事項を定め、防衛大臣の承認を得なければならない。

## 第10章 雑則

(警務隊以外の部隊等に所属する警務官等の権限行使の制限)

第32条 警務隊以外の部隊等（「陸上幕僚監部」を含む。）に所属する警務官等は、

防衛大臣が特に命じた場合を除いては、司法警察職務を行なわないものとする。

(方面総監に対する通報等)

第33条 警務隊長は、警務隊の訓練計画の作成にあたっては、あらかじめ方面総監からその訓練計画についての意見を求めなければならない。

2 警務隊長は、方面総監から前項の意見があったときは、その意見を尊重し、訓練計画を作成するものとする。

3 警務隊長は、前項の訓練計画を作成したときは、これを方面総監に通報するものとする。

(方面総監による訓練の支援)

第34条 方面総監は、方面警務隊の教育訓練の実施に際しては、教官の派遣、教材の提供、訓練施設、場所の使用等について必要な支援を行うものとする。

(警務隊以外の部隊等の援助)

第35条 各隊長は、警務職務を行なう場合、特に必要があるときは、当該各警務隊の所在地の部隊等の長に対して人員、車両等について援助を求めることができる。

2 前項の規定により援助を求められた部隊等の長は、当該部隊等の隊務に支障のない限り、必要な援助を行わなければならない。

(出動時における警務隊の運用)

第36条 自衛隊法第76条の規定による防衛出動又は第78条若しくは第81条の規定による治安出動時における警務隊の運用については、別に定めるもののほか、この訓令の定めるところによるものとする。

(委任規定)

第37条 この訓令の実施に関し必要な細部事項は、陸上幕僚長が定める。

## 附 則

1 この訓令は、昭和35年1月14日から施行する。ただし、第383警務隊に係る部分は、昭和35年2月17日から施行する。

2 別表中第102地区警務隊の担当区域欄中「東京都全部」とあるのは昭和35年2月16日までの間は「東京都全部、埼玉県全部」と読み替えるものとする。

3 警務隊の組織編成等に関する訓令（昭和29年陸上自衛隊訓令第7号）は、廃止する。

附 則（昭和36年12月23日陸上自衛隊訓令第25号）

1 この訓令は、昭和37年1月18日から施行する。

2 この訓令の施行の日から自衛隊法の一部を改正する法律（昭和36年法律第126号）附則第1項の指定日までの間は、同法附則第2項前段の規定により、なお存続する管区隊又は混成団については、この訓令による改正前の警務隊の組織及び運用に関する訓令の規定は、なおその効力を有する。

附 則（昭和38年2月22日陸上自衛隊訓令第5号）

この訓令は、昭和38年3月31日から施行する。

附 則（昭和38年5月2日陸上自衛隊訓令第11号）

この訓令は、昭和38年5月2日から施行し、同年3月31日から適用する。

**附 則**（昭和44年4月1日陸上自衛隊訓令第5号）

この訓令は、昭和44年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和45年4月17日陸上自衛隊訓令第3号）

この訓令は、昭和45年4月17日から施行する。

**附 則**（昭和45年6月22日陸上自衛隊訓令第5号）

この訓令は、昭和45年7月1日から施行する。

**附 則**（昭和47年5月10日陸上自衛隊訓令第13号）

この訓令は、昭和47年5月15日から施行する。

**附 則**（昭和47年9月18日陸上自衛隊訓令第27号）

この訓令は、昭和47年10月3日から施行する。

**附 則**（昭和48年3月27日陸上自衛隊訓令第13号）

この訓令は、昭和48年3月27日から施行する。

**附 則**（昭和54年12月18日陸上自衛隊訓令第22号）

この訓令は、昭和54年12月18日から施行する。

**附 則**（昭和55年4月5日陸上自衛隊訓令第24号）

この訓令は、昭和55年4月5日から施行する。

**附 則**（昭和56年1月31日陸上自衛隊訓令第2号）

この訓令は、昭和56年3月25日から施行する。

**附 則**（昭和56年4月3日陸上自衛隊訓令第22号）

この訓令は、昭和56年4月3日から施行する。

**附 則**（昭和57年4月30日防衛庁訓令第19号）

この訓令は、昭和57年4月30日から施行する。

**附 則**（昭和59年6月30日防衛庁訓令第37号）（抄）

この訓令は、昭和59年7月1日から施行する。

**附 則**（昭和60年4月6日防衛庁訓令第22号）

この訓令は、昭和60年4月6日から施行する。

**附 則**（平成7年3月24日陸上自衛隊訓令第12号）

この訓令は、平成7年3月28日から施行する。

**附 則**（平成12年3月22日陸上自衛隊訓令第11号）

1 この訓令は、平成12年3月28日から施行する。

2 この訓令の施行の日から檜町駐屯地の廃止の日の前日までの間は、改正後の警務隊の組織及び運用に関する訓令別表本部付警務隊の項中「市ヶ谷駐屯地」とあるのは「市ヶ谷駐屯地及び檜町駐屯地」と、同表東部方面警務隊の項中「及び市ヶ谷駐屯地」とあるのは「市ヶ谷駐屯地及び檜町駐屯地」と読み替えるものとする。

**附 則**（平成13年3月30日陸上自衛隊訓令第24号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

**附 則**（平成14年3月27日陸上自衛隊訓令第36号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

**附 則**（平成15年3月26日陸上自衛隊訓令第10号）

この訓令は、平成15年3月27日から施行する。

**附 則**（平成16年3月26日陸上自衛隊訓令第15号）

この訓令は、平成16年3月29日から施行する。

**附 則**（平成18年7月28日序訓第83号）（抄）

この訓令は、平成18年7月31日から施行する。

**附 則**（平成19年1月5日序訓第1号）（抄）

この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

**附 則**（平成19年8月30日省訓第145号）（抄）

この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

**附 則**（平成20年3月25日省訓第12号）（抄）

この訓令は、平成20年3月26日から施行する。

**附 則**（平成22年3月31日省訓第13号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**（平成23年4月19日省訓第20号）

この訓令は、平成23年4月22日から施行する。

**附 則**（平成27年10月1日省訓第39号）

この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

別表（第25条関係）

警務隊の名称		担当区域
中央警務隊		市ヶ谷駐屯地の所在する区域
北 部 方 面 警 務 隊	北部方面警務隊本部	札幌駐屯地の所在する区域
	第119地区警務隊	旭川市 留萌市 稚内市 紋別市 士別市 名寄市 深川市 富良野市 空知総合振興局管内（雨竜郡に限る。） 上川総合振興局管内 留萌振興局管内 宗谷総合振興局管内 オホーツク総合振興局管内 （常呂郡佐呂間町及び紋別郡に限る。）
	第120地区警務隊	札幌市（札幌駐屯地の所在する区域を除く。） 函館市 小樽市 岩見沢市 美唄市 芦別市 江別市 赤平市 三笠市 滝川市 砂川市 歌志内市 石狩市 北斗市 石狩振興局管内 渡島総合振興局管内 檜山振興局管内 後志総合振興局管内 空知総合振興局管内（空知郡南幌町、夕張郡及び雨竜郡を除く。）
	第121地区警務隊	釧路市 帯広市 北見市 網走市 根室市 オホーツク総合振興局管内（常呂郡佐呂間町及び紋別郡を除く。） 十勝総合振興局管内 釧路総合振興局管内 根室振興局管内
	第122地区警務隊	室蘭市 夕張市 苫小牧市 千歳市 登別市 恵庭市 伊達市 北広島市 空知総合振興局管内（空知郡南幌町及び夕張郡に限る。） 胆振総合振興局管内 日高振興局管内
東 北 方 面 警 務 隊	東北方面警務隊本部	仙台駐屯地の所在する区域
	第123地区警務隊	青森県 岩手県 秋田県
	第124地区警務隊	宮城県（仙台駐屯地の所在する区域を除く。） 山形県 福島県

東 部 方 面 警 務 隊	東部方面警務隊本部	朝霞駐屯地の所在する区域
	第125地区警務隊	栃木県 群馬県 新潟県 長野県
	第126地区警務隊	東京都（朝霞駐屯地及び市ヶ谷駐屯地の所在する区域を除く。） 埼玉県（朝霞駐屯地の所在する区域を除く。）
	第127地区警務隊	茨城県 千葉県
	第128地区警務隊	山梨県 静岡県
	第129地区警務隊	神奈川県
中 部 方 面 警 務 隊	中部方面警務隊本部	伊丹駐屯地の所在する区域
	第130地区警務隊	富山県 石川県 福井県 岐阜県 愛知県 三重県
	第131地区警務隊	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県（伊丹駐屯地の所在する区域を除く。） 奈良県 和歌山県
	第132地区警務隊	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
	第133地区警務隊	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
西 部 方 面 警 務 隊	西部方面警務隊本部	健軍駐屯地の所在する区域
	第134地区警務隊	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県
	第135地区警務隊	熊本県（健軍駐屯地の所在する区域を除く。） 宮崎県 鹿児島県
	第136地区警務隊	沖縄県